



特 定 生 産 緑 地 制 度

のご案内!

特定生産緑地とは、生産緑地の指定から 30 年の申出基準日が近く到来する農地等のうち、今後も良好な都市環境の形成を図るうえで特に有効であると認められる農地等を柏原市が指定できる制度です。

Q 特定生産緑地の指定の必要性は？

生産緑地地区の指定を受けてから、間もなく 30 年を迎えることから下記の優遇措置を継続して受けるには、『特定生産緑地』の指定が必要となります。
ただし、指定を受けると引き続き、農地等への制限があります。

制限

- ・10年間農地等の管理・営農義務
- ・宅地の造成や建築行為等の制限

優遇

- ・土地の固定資産税が軽減される!
- ・相続税等の納税猶予が受けられる!



Q 特定生産緑地の指定を受けるには？

特定生産緑地の指定を受けるには、下記の条件を満たす必要があります。

条件

- ① 所有する農地が適正に管理・営農されていること。
- ② 申出基準日(30年経過)までに農地等利害関係人の同意を得たうえで、柏原市へ「指定同意書」を提出すること。

Q 指定を受けない場合は？

特定生産緑地の指定を受けない場合は、下記が適用されます。



- ① 生産緑地(農地)をやめるための「買取り申出」は、いつでも可能となる。
- ② 農地であっても固定資産税が宅地並み課税となる。(段階的に引き上げ)
- ③ 相続等が発生しても納税猶予を受けることができない。(30年経過後に限る)

特定生産緑地の指定フローチャート

Q 選択肢の違いは？ *令和6年(2024年)に30年を迎える場合



選択①

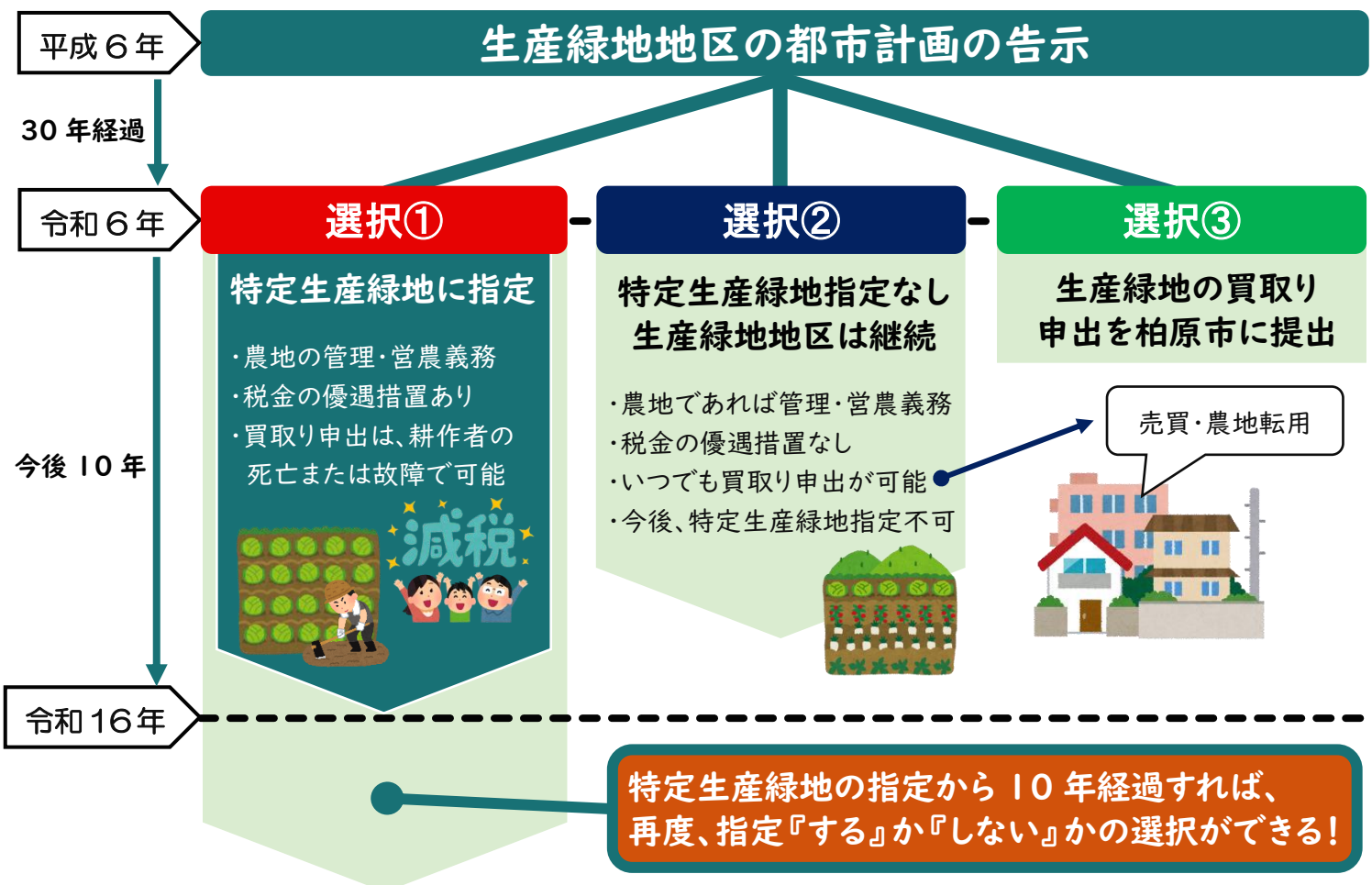
特定生産緑地に指定したい！ 今後10年先も営農を続ける意思がある！

選択②

特定生産緑地に指定しないが、もう少し営農する。買取り申出はいつでもOK！

選択③

今後の営農が困難なので、この機会に生産緑地(農地)をやめたい。



柏原市の生産緑地に関するお問い合わせ

●指定内容の詳細・変更、特定生産緑地制度について

柏原市 都市政策課 都市計画係 [072-972-1597](tel:072-972-1597)

●生産緑地の管理保全について

柏原市 産業振興課 農林係 [072-972-1554](tel:072-972-1554)

